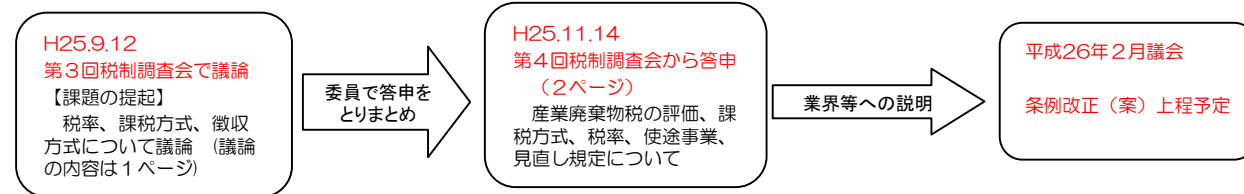


平成25年11月14日(木)
午後4時00分～ 奈良県庁第一応接室

第4回奈良県税制調査会資料

1 奈良県産業廃棄物税の見直し



- 2 自動車税制度改革（身障者等減免の見直し）
- 3 地方法人課税改革
- 4 政府への要望活動
- 5 これまでの奈良県税制調査会について
- 6 今後のスケジュール

奈良県総務部税務課

1 奈良県産業廃棄物税の見直し

委員からの主な意見と県の考え方(H25.9.12 第3回奈良県税制調査会)

テーマ	主な意見	県の考え方
産業廃棄物の動向	そもそも、県内の排出量と最終処分量が減っているのは、どういう理由があるのか。受け入れ先が少ないのか、他県との関係があるのか。	排出量の減の要因は、排出事業者の努力、リサイクル技術の開発と社員研修の取り組み、経済状況の影響などが考えられる。 最終処分量の減少は、産業廃棄物中間処理業者における再生利用の促進、県内最終処分場の施設数、埋め立て容量の物理的な減、さらに県外からの産業廃棄物の搬入量の減が主な要因と考えている。
	大阪府に産業廃棄物税がないが、大阪府からの産業廃棄物の流入が多いのには、どのような理由があるのか（大阪府の受け入れ先がないのか）。	排出する企業と最終処分をする企業の取引関係の影響、また、地理的条件、つまり奈良県へ持っていった方が良いというような地理的条件等の影響を想定。
使途事業	排出量と最終処分量が減少傾向なのに、使途事業費が増加しているところに問題があるのではないのか。	全国的な指標から見ると、再生利用率は5ポイント低く、最終処分率も0.8ポイント低い。このような状況のもと、いろいろな施策、事業を積極的に展開、この3月に新しく廃棄物処理計画を策定。いろいろな指標を持っており、その達成に向けて引き続き効果的な事業の実施が必要。
	個々の使途事業が、排出量と最終処分量の軽減にどれほど効いているのかの検証はなされているのか。	使途事業が排出量と最終処分量の軽減に効果は、個別事業の成果として確認。 例えば、環境カウンセラーの派遣のデータ、それから専門研修の実施や県によるリサイクル製品の認定などは継続的に応募人数も高く、一定の効果を発揮していると評価。また、適正処理の促進及び不法投棄等の撲滅のための事業も重点的に実施。早朝・夜間を含めた監視パトロールの強化や警察ヘリによるスカイパトロールなどの効果と考える。
	産業廃棄物税は、きちんと行政に届けて対応している事業者が、不法投棄等の費用を賄っているという側面はありませんか。	行政代執行などの撤去の事業費としては使っていない。監視パトロールなどの強化等、未然防止のための事業を実施している。
課税方式について	課税方式の違いが、産業廃棄物の移動に影響を与えていると考えられるか。	課税方式による特徴として、特に「排出事業者の申告納付方式」のメリットとして、排出者自身が税額を計算して申告納付を行い、税負担額が明瞭になることから、排出抑制へのインセンティブ効果が大きいといわれている。 ただ、産業廃棄物税の導入前後における産業廃棄物の移動の影響については、排出量や最終処分量から一定の効果が認められるという推察も可能であるものの、課税方式の違いによる差については、外的要因（排出府県の最終処分場設置状況、経済状況等）も大きく影響することから不明であるため、課税方式の違いによる影響はわからないというのが実情。
税率について	基準を満たしている業者は千円、そうでない者は2千円にするなど、メリハリをつけて規制のクオリティを強化する方に税金を使う方法は考えられないか。	排出事業者所在地、最終処分する廃棄物の種類、最終処分場の種類等による差をつけることは、県内産業廃棄物の県外への搬出や不法投棄による不適正処理の懸念など、さまざまなデメリットがあるものと考えられる。
	当初の目的にもあるように産業廃棄物対策に必要な税金をいうときに、奈良県における処理に必要な費用がどのくらいかということがいえれば説得力があるのではないのか。	使途事業については、産業廃棄物税の趣旨、目的（産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理）に対して効果が高い事業に限定して基金を充当するなど、事業評価による選択と集中による事業実施を目指していることから、必要な事業は、現在の基金及び今後の見込まれる税収の中でまかなうことができる見込み。
自治体の取組	産業廃棄物税は他地域への「公害輸出」を示唆するものかもしれない。社会的には全国レベルで産業廃棄物が抑制されることが望ましい。奈良県単独の取り組みにも限界があるだろうから、この分野での自治体間での協調・協力体制の強化が必要なのではないか。	広域移動が各府県の共通の課題となっており、近畿ブロックの産業廃棄物対策推進協議会も、今のところ効果的な対策には至っていない。様々な状況を踏まえ、協力のあり方を研究、模索しているところ。
徴税费	税収が減っているのに、徴税费が低減してない理由は。効率的に徴税を行うことが難しくなっているのではないのか。 徴税费、徴税コストは本当に小さいといえるのかについてもきめ細かく分析を深めることが重要であると思われる。 例えば、徴税コストでみると大きい値であるように思われるし、納税協力費についても考えることが重要である。	徴税费の大部分が職員の人件費を充てており、その他、特別徴収義務者への報償費、納税協力費的な報償費。人件費であり、税収の動向に関わらず、一定必要なので低減しない。

1 奈良県産業廃棄物税の見直し

産業廃棄物税について（答申）

平成 25 年 11 月 14 日
奈良県税制調査会

奈良県産業廃棄物税は平成 16 年 4 月に導入された法定外目的税である。導入にあたっては「経済的手法として『産業廃棄物税』を導入することにより、循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量等の施策の一層の推進を図ること」を目的とし、課税を行う期間としては「特に定めないが、条例施行後 5 年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずる」こととされている。

そこで、条例施行後 10 年目を迎える本年、所要の検討を行い必要な措置について提言を行うものである。

<産業廃棄物税の評価について>

奈良県内の産業廃棄物排出量は平成 22 年度実績 1,539 千トン（平成 24 年度推計値で 1,544 千トン）、最終処分量は平成 22 年度実績 74 千トン（同 74 千トン）となっており、平成 17 年度実績のそれぞれ 1,696 千トン、99 千トンから産業廃棄物排出量は約 9%、最終処分量は約 25%の削減となっている。

他方、再生利用率（平成 24 年度推計値 47.8%）については、平成 17 年度とほぼ同率で推移しており、全国平均値も下回っている状況にある。

これらの実績から、産業廃棄物税の導入及び使途事業の実施効果としては一定の成果が得られていると認められるが、なお一層の産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

※ 産業廃棄物排出量等の動向については、産業廃棄物税を導入していない大阪府からの産業廃棄物の搬入が認められるなど、産業廃棄物税以外に、県内最終処分場の施設数及び埋立容量の減、企業間の取引事情など他の要因も少なからず影響していることが推測される。

<産業廃棄物税の課税方式について>

奈良県では、最終処分業者特別徴収方式を採用している。その類型である焼却処理・最終処分業者特別徴収方式を採用している県を含めれば、産業廃棄物税を導入している大半の道府県において同じ方式が採用されているが、近隣では排出事業者申告納付方式を採用している県もある。

この排出事業者申告納付方式については、排出抑制のインセンティブがより働くとの指摘もあるが、排出事業者が意識するものは排出コスト全体であり、税額単体の意識の有無によりインセンティブが変わるものではない。むしろ、徴税は簡素であるべきとの原則に立って、引き続き最終処分業者特別徴収方式を採用することが適当である。

※ 排出事業者申告納付方式をとる滋賀県における産業廃棄物の最終処分目的による移動量を見ると、平成20年度以降、年によって増減はあるもののほぼ横ばいとなっている。

<産業廃棄物税の税率について>

奈良県では、産業廃棄物税の税率を 1 トンあたり 1,000 円としており、これは、産業廃棄物の排出抑制を推進するという観点と、産業廃棄物の他府県への流入を抑制するために考慮する必要がある他府県税率とのバランスの観点から決められたものである。

※ 導入当初より「特定事業を実施するための所要財源の確保の観点」は重視しないこととされ、総務省との協議においても財政需要については特段の見込みは立てていない。

税金は通減（毎年前年比 1 割程度縮小）しており、平成 21 年度からは使途事業費が税金を上回る状況となっている。そのため、税率の引き上げについても検討の余地はある。他方、産業廃棄物の排出抑制の観点からは現在も一定の効果が認められること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税金からなる基金積立金の残額があること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、今後 5 年間に於いて税金と基金積立金の範囲内で使途事業費を賄うべく、使途事業の見直しを行うことが適当である。

<産業廃棄物税の使途事業について>

産業廃棄物税の使途事業費の実施効果については一定の効果が認められるが、平成 21 年度以降は、使途事業費が税金を上回り、これを賄うために基金積立金の一部を充当している状況である。

このため、税率の検討において指摘したとおり、使途事業については、その事業費が今後 5 年間で税金総額と基金積立金を上回ることがないよう見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。特に、県直轄の研究開発や植栽等の一般的な啓発事業など、直接的な効果が明らかでないものについては、使途事業から除外することが適当である。

<産業廃棄物税の見直し規定について>

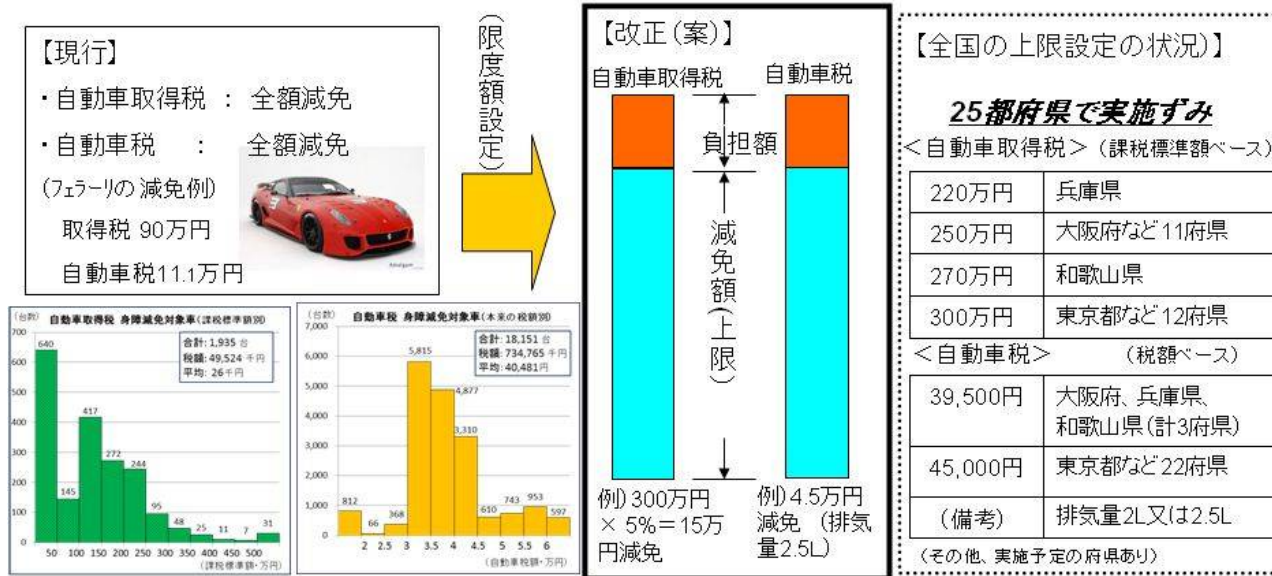
上記のとおり、税金と使途事業費について 5 年間でバランスさせることを踏まえ、5 年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当である。その際、当調査会で議論された、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量を一層促進するための仕組みについても併せて検討することが適当である。

2

2 自動車税制度改革(身障者等減免の見直し)

平成25年度当初の考え方

- ◆ 身体障害者等の取得・使用する自動車について、自動車取得税及び自動車税の減免制度を見直し
全額減免 → 一部負担へ(上限設定)
- ◆ 奈良県税制調査会において、課税の公平性の観点等から、減免の必要性及びその範囲等について検討を行い、その結果をもとに必要な措置を講じる。



現在の自動車関係税制の動向

今月、制度設計に関する提案等がされたところ。(自動車関係税制のあり方に関する検討会)(4頁参照)
 ※この制度設計(案)によると、現在の排気量割に加えて、燃費性能、取得価額も加味したもので提案されているが、どの案によっても現制度と比較して複雑なものとなる。(6ページ 課税方式イメージを参照)

今後の県の対応

消費税率引き上げに伴う自動車取得税廃止や自動車税の抜本的な改正が伴うことから、当該制度に応じた減免制度を構築する必要があるため、今冬の税制改正大綱公表後、改めて検討をすすめていく。

2 自動車税制度改革(身障者等減免の見直し)

自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書について(概要)

平成25年11月

- 自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめ。
- 報告書は、政府・与党における検討に資するよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案A～案Cの3例、課税の方法について案1～案3の3例の選択肢を提示。

①課税のタイミング

案A:自動車登録期間全体

案B:取得から最初の継続検査までの3年度間

案C:購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施 又は
環境性能割を導入

②課税の方法

案1:現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税

案2:現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税

案3:燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとして課税(案3に2パターンあり)

具体的には、6ページの課税方式のイメージを参照

【その他車体課税における課題(代替税源の確保等)への対応に関する提案】

- 自動車税における営自格差(現状3倍程度)の適正化
- グッド減税・バッド増税の考え方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化 等

【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階では、税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入 等

2 自動車税制度改革(身障者等減免の見直し)

【消費税率8%時】

購入の負担軽減

自動車取得税のエコカー減税を拡大

燃費のよい車は購入時にかかる取得税を軽減

【消費税率10%時】

燃費に応じ課税

保有税(自動車税、軽自動車税)を増税

保有税に燃費に応じた課税を取り入れる



燃費の悪い車や軽自動車は増税

ただし、業界
は反発必至

スズキ 鈴木修会長兼社長

「軽は所得の比較的少ない方々が生活や商売に使う。弱い者いじめだ。」

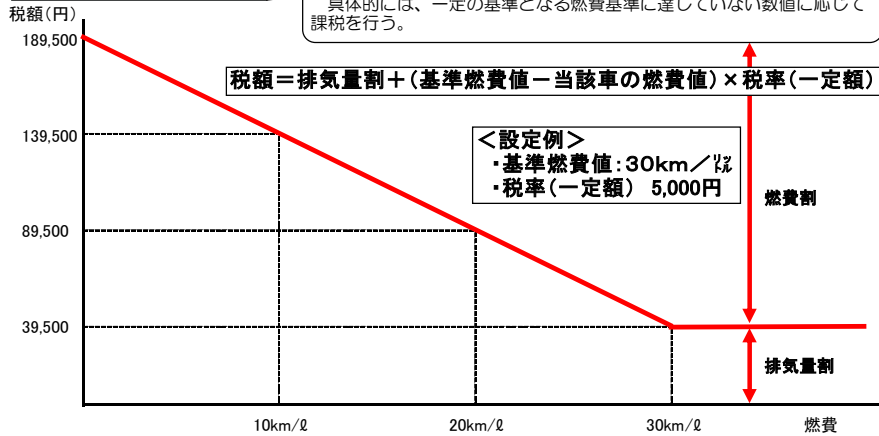
消費増税に備えた自動車税制改革 (総務省案)



2 自動車税制度改革(身障者等減免の見直し)

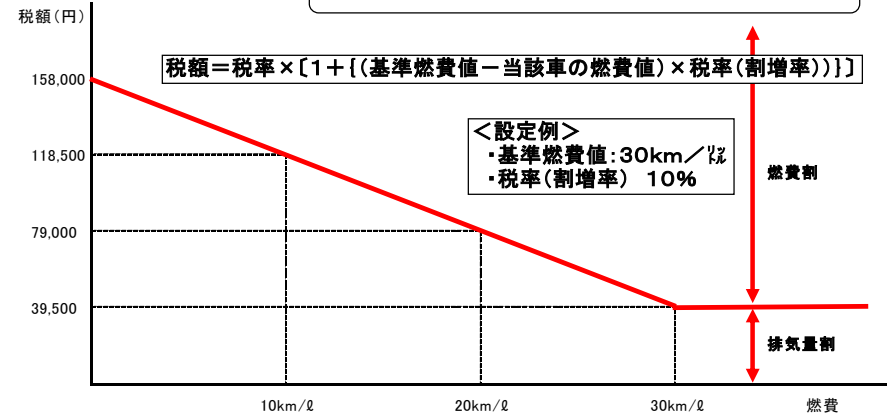
課税方式のイメージ(案1)

現在の排気量に応じた課税に加えて、燃費性能に応じた課税を実施。具体的には、一定の基準となる燃費基準に達していない数値に応じて課税を行う。



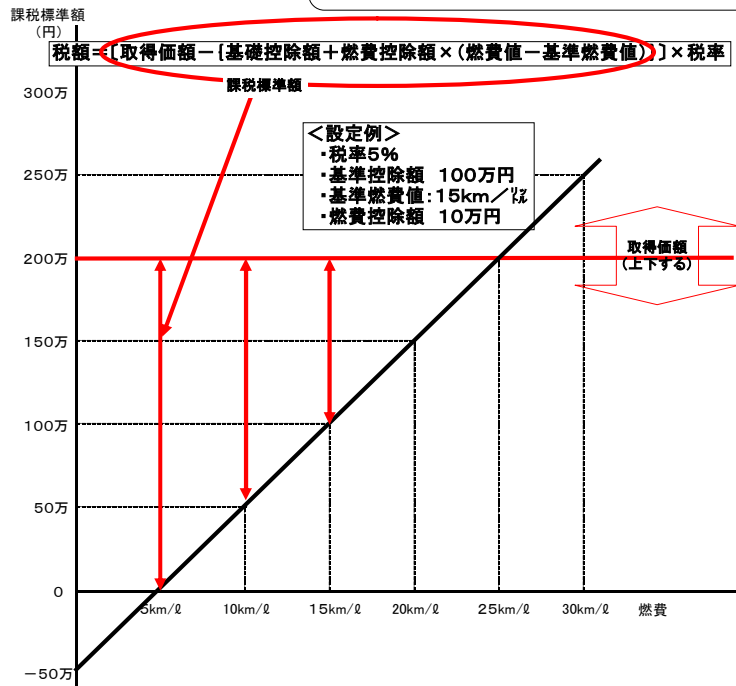
課税方式のイメージ(案2)

現在の排気量に応じた税率を燃費値に応じて変動させる。



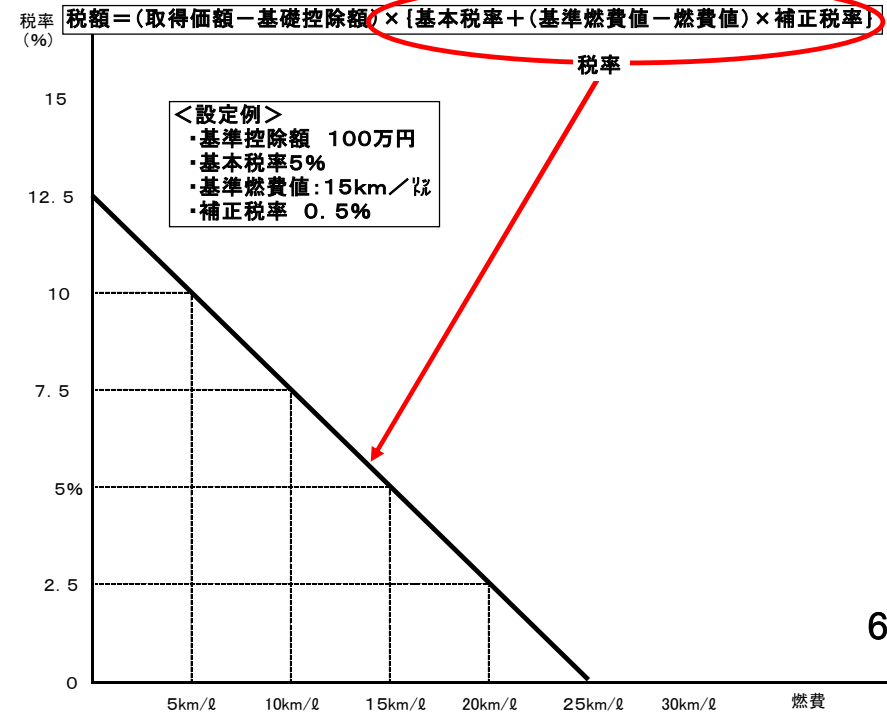
課税方式のイメージ(案3-1)

燃費値及び取得価額をベースとして課税するが、日常生活で重要な役割を果たしている自動車に対する負担軽減として一定額の基礎的な控除を導入するとともに、基礎的な控除額に上乗せる控除額を燃費値に燃費値に応じて補正する方法



課税方式のイメージ(案3-2)

上乗せる税率を燃費値に応じて補正する方法



2 自動車税制度改革(身障者等減免の見直し)

課税方式各案のあてはめ

自動車税は、現在、排気量による単一税率となっているが、新たな制度では、同排気量・同車種であっても、燃費や取得価額も自動車税額に差が出てくるため、減免制度の見直しに当たり、課税の公平の観点とはどのようなものかを考慮に入れた制度設計が必要。新制度各案の各メーカーの主要車両への適用は以下のとおり。

- ①軽自動車(ライフ)では、現軽自動車税は一律7,200円なのに対し、燃費によっては相対的に高額になる可能性あり。
- ②ハイブリッドカー(プリウス)などは燃費が良いため、多くの場合課税されない、または少額となる見込み。
- ③排気量が大きく燃費も悪い車両(パジェロ)では、高額となる可能性が大きい。
- ④同車種でもタイプの違うもの(例:フィット)では、燃費や取得価額によって税額が大きく違ってくる。

区分	メーカー名	通称名	型式	取得価格	総排気量(L)	燃費値(km/L)	現自動車税	案1	案2	案3-1	案3-2	
軽自動車	スズキ(株)	アルト	DBA-HA25S	1,029,000	0.658	24.5	7,200	34,700	11,160	0	73	
		ダイハツ工業(株)	タント	DBA-L375S	1,630,000	0.658	24.5	7,200	34,700	11,160	0	1,575
		ミラ イース	DBA-LA300S	1,120,000	0.658	32.0	7,200	7,200	7,200	0	0	
	三菱自動車工業(株)	eK-WAGON	DBA-H82W	982,000	0.657	23.0	7,200	42,200	12,240	0	0	
	本田技研工業(株)	N BOX	DBA-JF1	1,550,000	0.658	24.5	7,200	34,700	11,160	0	1,375	
		ライフ	DBA-JC1	1,080,000	0.658	22.0	7,200	47,200	12,960	0	1,200	
			DBA-JC2	1,418,000	0.658	19.4	7,200	60,200	14,832	0	11,704	...①
普通・小型	スズキ(株)	ソリオ	DBA-MA15S	1,382,850	1.242	22.5	34,500	72,000	60,375	0	4,786	
		ダイハツ工業(株)	クー	CBA-M401S	1,500,000	1.297	16.4	34,500	102,500	81,420	18,000	21,500
	トヨタ自動車(株)	レクサスCT200h	DAA-ZWA10	3,560,000	1.797	34.0	39,500	39,500	39,500	33,000	0	
		レクサスGS350	DBA-GRL10	6,800,000	3.456	10.0	58,000	158,000	174,000	315,000	435,000	
			DBA-GRL15	7,100,000	3.456	9.8	58,000	159,000	175,160	331,000	463,600	
	レクサスRX450h	ヴァイツ	DBA-KSP130	1,265,000	0.996	23.0	29,500	64,500	50,150	0	2,650	
			DBA-NCP131	1,790,000	1.496	20.0	34,500	84,500	69,000	14,500	19,750	
			DBA-NSP130	1,560,000	1.329	26.5	34,500	52,000	46,575	0	0	
			DBA-NSP135	1,689,000	1.329	19.0	34,500	89,500	72,450	14,450	20,670	
	ノア ヴォクシー	DBA-ZRR70G	2,700,000	1.986	14.4	39,500	117,500	101,120	88,000	90,100		
		DBA-ZRR75W	2,709,000	1.986	13.8	39,500	120,500	103,490	91,450	95,704		
		プリウス	DAA-ZVW30	2,170,000	1.797	38.0	39,500	39,500	39,500	0	0	...②
	マツダ(株)	デミオ	DBA-DE3AS	1,372,250	1.348	17.8	34,500	95,500	76,590	4,613	13,401	
			DBA-DE5FS	1,335,000	1.498	20.0	34,500	84,500	69,000	0	8,375	
			DBA-DEJFS	1,400,000	1.298	30.0	34,500	34,500	34,500	0	0	
	三菱自動車工業(株)	パジェロ	CBA-V87W	3,549,000	3.827	8.5	66,500	174,000	209,475	159,950	210,293	...③
			CBA-V97W	4,473,000	3.827	8.2	66,500	175,500	211,470	207,650	291,732	
			DBA-V93W	2,898,000	2.972	9.1	51,000	155,500	157,590	124,400	150,891	
	日産自動車(株)	エルグランド	DBA-TE52	3,412,500	2.488	11.6	45,000	137,000	127,800	137,625	161,638	
	富士重工業(株)	インプレッサ	DBA-GJ2	1,711,500	1.599	20.0	39,500	89,500	79,000	10,575	17,788	
DBA-GJ7			2,331,000	1.599	17.0	39,500	104,500	90,850	56,550	53,240		
DBA-GP2			1,711,500	1.599	20.0	39,500	89,500	79,000	10,575	17,788		
レガシィ		DBA-BM9	3,433,500	2.457	12.0	45,000	135,000	126,000	136,675	158,178		
		DBA-BMG	3,433,500	1.998	13.2	39,500	123,500	105,860	130,675	143,577		
		DBA-BMM	2,740,500	2.498	15.2	45,000	119,000	111,600	86,025	85,285		
本田技研工業(株)	オデッセイ	DBA-RB3	4,120,500	2.354	13.2	45,000	129,000	120,600	165,025	184,110		
		フィット	DAA-GP1	2,100,000	1.339	30.0	34,500	34,500	34,500	0	0	
			DBA-GE6	1,350,000	1.339	24.5	34,500	62,000	53,475	0	875	
DBA-GE9	1,673,600		1.496	16.4	34,500	102,500	81,420	26,680	28,965	...④		

出典:国土交通省自動車局「自動車燃費一覧(H25.3)」

3 地方法人課税改革

地方法人2税、再配分拡充の動きが活発化



地方法人特別税(法人事業税の一部を再分配)

「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置」(08年度与党税制改正大綱)

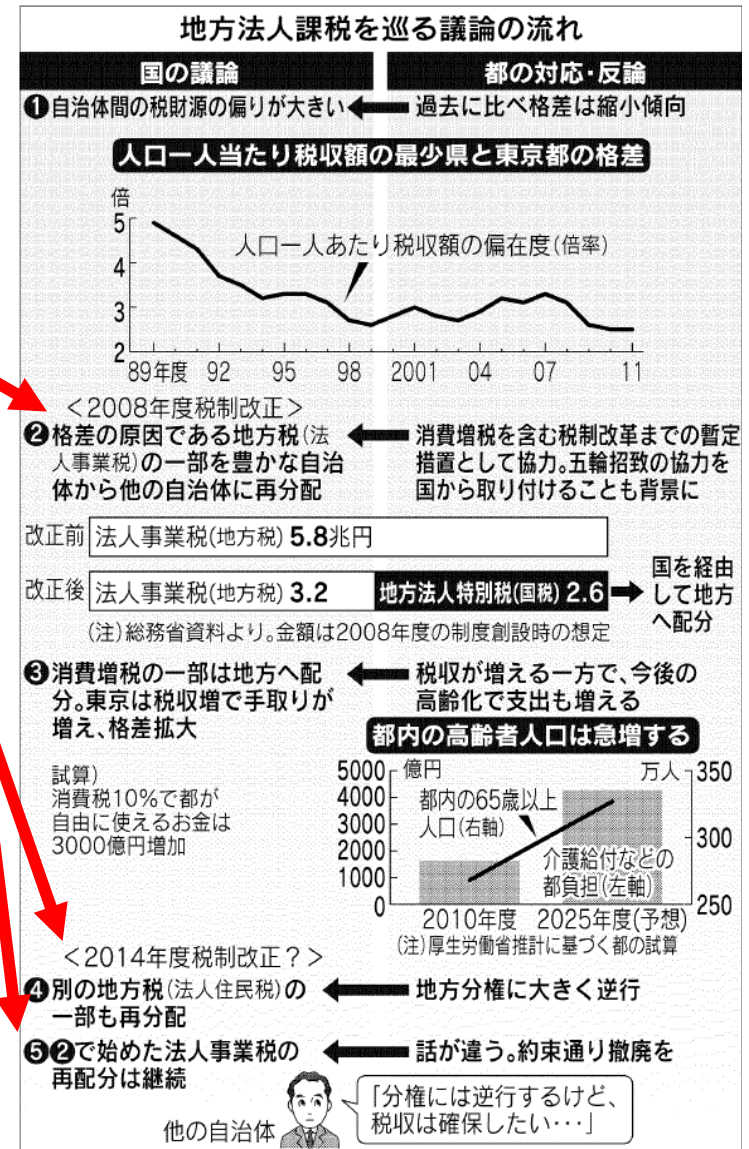
さらに踏み込み、地方法人特別税は温存したまま

法人住民税の一部の再分配を検討



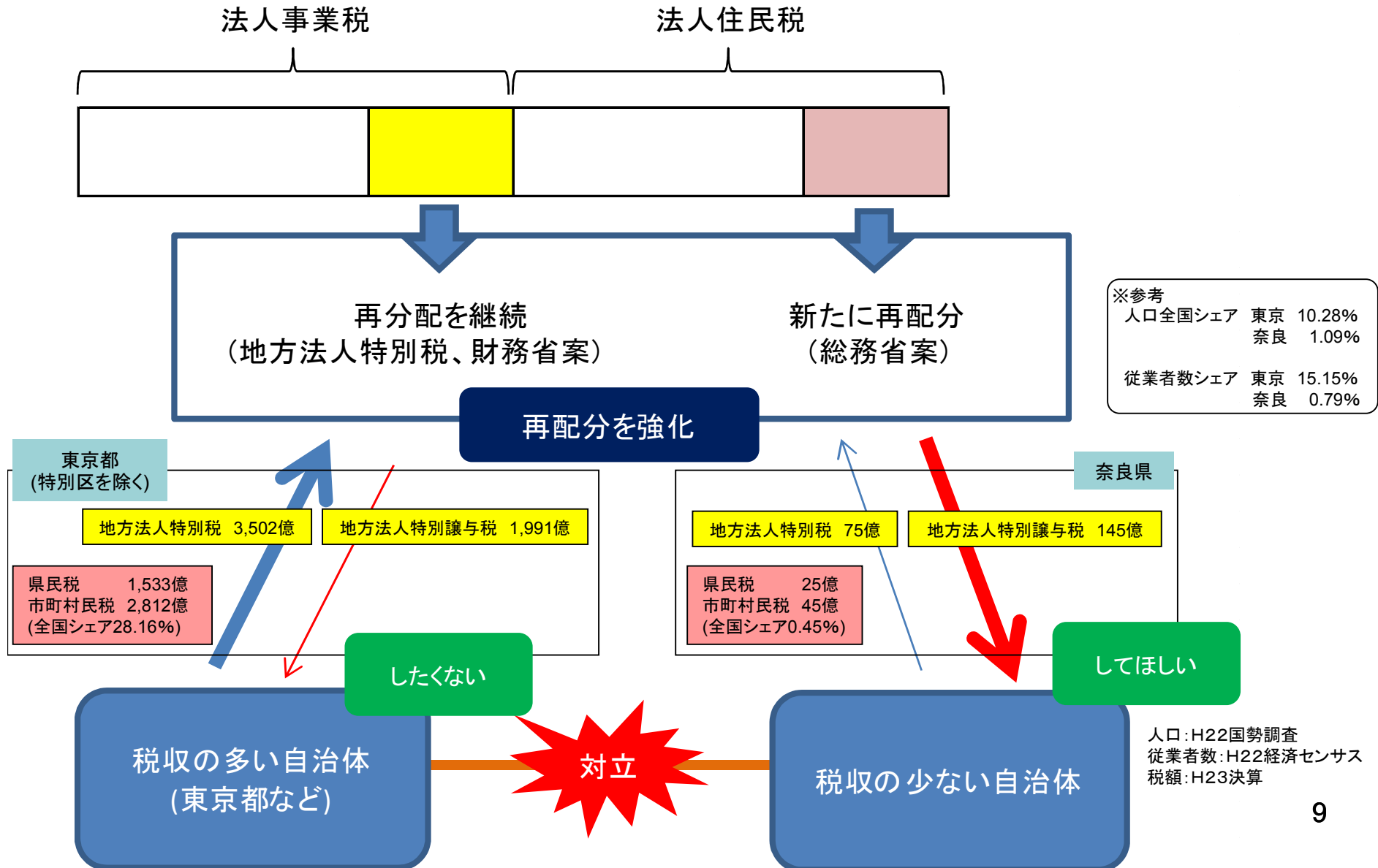
一部の豊かな自治体から貧しい自治体にお金
が流れる仕組みを強める。

ただし、東京都など
大都市都府県などは
反発



3 地方法人課税改革

地方の財政格差をめぐる構図



4 政府への要望活動

今月(11月20日)も、6月26日に引き続き「地方税改革に関する4つの提言」を基に以下の要望書を作成し、総務省へ要望活動を実施予定。

地方税改革に関する4つの要望

【提案要望先】 総務省、財務省

平成25年11月

奈良県の提案要望

● 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

〈1〉 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について
地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

〈2〉 現行の地方消費税の清算基準の見直し
人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。

〈3〉 地方法人課税と地方消費税の税源交換
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

〈4〉 地方法人特別税制度の維持
地方法人特別税制度は当面維持すること。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。

(五十音順)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院 教授
鈴木 将覚	京都大学経済研究所 准教授
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

地方消費税の清算基準における課題

〈1〉 引上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→	市町村への 交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4			

うち1/2を市町村へ交付

↑ 引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていることから、市町村への交付基準が人口とされていることも踏まえ、「高齢者人口等」を清算基準とすること。

〈2〉 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」

現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)
 ・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)
 ・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約2.0倍)
 ・平成21年度 東京都 25,458円、奈良県 15,166円(格差 約1.7倍)

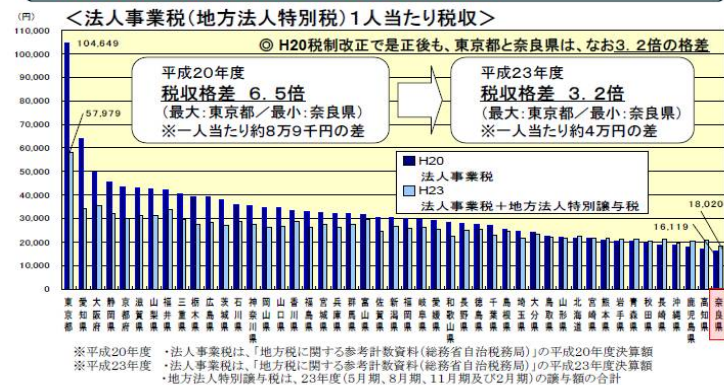
清算基準	小売年間販売額	サービス対個人事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8		1/8	1/8			

拡大

地方法人課税における課題

〈3〉 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。



〈4〉 地方法人特別税制度の維持について

今般の地方消費税率の引き上げについては、税源偏在の是正効果は不十分である。

【県担当部局】 総務部税務課

5 これまでの奈良県税制調査会について

奈良県税制調査会のこれまでの主な内容

第1回 税制調査会（平成25年3月26日）

県勢の状況、県税の状況等をふまえ、本県税制度のあり方を検討するための調査会のキックオフ。
以下のテーマについて検討を開始。

- ◆税源の偏在（格差）是正
 - ・地方法人化税関係（地方法人特別税・譲与税制度）
 - ・地方消費税関係（清算基準（現行分、税率引き上げ分））
- ◆本県の自主的な税制
 - ・課税自主権の活用（産業廃棄物税の見直し 等）
 - ・減免・課税免除制度の見直し（自動車税身障者等減免 等）

第2回 税制調査会（平成25年6月13日）

税源の偏在（格差）是正について、奈良県として主張すべき論点を以下の2点に集中して議論。

- ◆地方消費税の清算基準における課題
- ◆地方法人課税に関する課題

「地方税改革に関する4つの提言」発表（平成25年6月26日）

この提言を受けて、7月の政府要望に反映。

第3回 税制調査会（平成25年9月12日）

以下の2点について議論・意見交換

- ◆産業廃棄物税の見直しについて
- ◆税制をめぐる最近の動き

研究会（平成25年10月10日）

自民党政務調査会 馬場氏をお招きし、与党税制改正大綱や税制度党についてのお話をいただいた。

「産業廃棄物税について（答申）」発表（平成25年11月14日）

所要の検討を行う必要な措置についての提言をいただく。

第4回 税制調査会（平成25年11月14日）

本日の会議

第5回 税制調査会（平成26年2～3月予定）

- ◆平成26年度以降に議論すべきテーマについて意見交換
- ◆新年度予算への反映 等

6 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正		本県の自主的な税制	
	地方法人課税関係	地方消費税関係	課税自主権の活用(産業廃棄物税)	減免・課税免除関係の見直し(自動車2税)
国の動向等	(総務省)地方法人課税のあり方等に関する検討会(H24.9.20、10.23、11.27、H25.1.17、2.11、4.11) (東京都) 法人事業税復元要求強化	(総務省)新しい経済センサスを活用し見直し中	※(県)H25.4 他府県状況調査実施 取りまとめ中	H25.4 京都府見直し ・案の段階で心身障害者関係12団体を訪問し説明。 ・H24年12月の委員会で定例報告事項として提出。H25年2月の議会で改正。
5月	■論点整理	■論点整理	■前回ベースデータ整理 ・税込推移 ・課税方式 ・産業廃棄物動向 ・使途 ■他府県検討状況	■論点整理 ・税込分布 ・障害者等級比較 ■庁内関係課と意見交換 ■全国状況調査
6月	6/13 第2回 税制調査会 6/26 地方税改革に関する4つの提言	6/13 第2回 税制調査会 6/26 地方税改革に関する4つの提言		
6月議会	■御提言を踏まえて論点整理	■御提言を踏まえて論点整理		
7月	7/10 政府要望	7/10 政府要望		
8月				
9月	9/12 第3回 税制調査会		■意見集約、論点整理 ■意見とりまとめ	■平成26年度税制改正(車体課税)の動向を見極めながら論点整理
9月議会				
10月	10/10 税制調査会(専門家の出席による意見交換会)		■税制調査会の意見とりまとめ	
	■御議論を踏まえて整理	■御議論を踏まえて整理		
11月	11/14 第4回 税制調査会		■最終とりまとめ ■研修会・セミナー等で説明	改めて、自動車関係税にかかる減免・課税免除制度を検討
	11/20 政府要望			
12月議会	議会報告(総務警察委員会)	議会報告(総務警察委員会)	議会報告(総務警察委員会)	
	12月中旬 H26与党税制改正大綱発表			
1月	■中間報告書をとりまとめ	■中間報告書をとりまとめ		
2月				
2月議会	議会報告(総務警察委員会)	議会報告(総務警察委員会)	議会報告(総務警察委員会)	
3月	第5回 税制調査会			
平成26年度				